

4月より新生活がスタート

ご家族の就職・引越し などに伴う届け出を お願いします

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）

●被扶養者をはずれるときは…

被扶養者異動届の提出とともに、保険証（該当する被扶養者の保険証のみ）も忘れずに返却してください。

●こんな場合被扶養者からはずれます

- ・お子さんが就職して、勤め先の健保組合等の被保険者となったとき
- ・奥さまの収入が被扶養者として認められる基準額を超えたとき
- ・ご両親や家族との同居関係や生計維持関係が変わり、被扶養者として認められる基準を満たさなくなったとき
- ・お子さんが結婚してパートナーの被扶養者となったとき
- ・75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入したとき
- ・離婚したとき
- ・死亡したとき



公 告

公告第 197 号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は昨年度と同じ料率 1,000 分の 94 とします。

介護保険料率は 1,000 分の 15 から 1,000 分の 14 へ 1,000 分の 1 下がります。

平成 28 年 3 月 1 日（平成 28 年 3 月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成 28 年 4 月分保険料）から適用するものです。

1. 健康保険料率は変更ありません

	一般保険料率	調整保険料率	合計
被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
合計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率は下記のように合計で 1,000 分の 14 下がります

変更前	被保険者	7.500/1,000	事業主	7.500/1,000	合計	15.000/1,000	変更後	被保険者	7.000/1,000	事業主	7.000/1,000	合計	14.000/1,000

公告第 198 号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。







平成 28 年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額
は 340,000 円で、昨年度からの変更はありません。保
険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000 円（第 24 等級）
健康保険料月額	$340,000 \times 94/1,000 = 31,960$ 円
介護保険料月額	$340,000 \times 14/1,000 = 4,760$ 円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。

（適用期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

事業概要 (平成 28 年 2 月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	9 事業所		男 1,750 人		1,271 人
			女 1,009 人		1 人当たり扶養率 0.46 人
			計 2,759 人		
			平均標準報酬月額		
			男 371,859 円		介護保険第 2 号被保険者数
			女 265,461 円		864 人
			平均 332,948 円		